

福岡市保健福祉総合計画の策定について

1 策定の目的

現行の福岡市保健福祉総合計画が令和8年度をもって計画期間が終了することから、令和9年度以降も保健・医療・福祉に関する施策を総合的・計画的に推進するため、次期保健福祉総合計画を策定するもの。

2 次期計画の基本事項

(1) 計画の位置付け

本計画は、福岡市福祉のまちづくり条例第10条に定める「福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本となる計画」として位置付ける。

また、下記法定計画等を包含した計画として、一体的に策定する。

- ・市町村地域福祉計画 ・市町村健康増進計画 ・市町村老人福祉計画 ・市町村障害者計画

(2) 計画期間

令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間

(3) 計画の構成

現行計画は、「地域」「健康・医療」「高齢者」「障がい者」の各分野に分けた構成しているが、分野を超えて複合化・複雑化した課題に十分に対応できる総合計画となるよう、分野横断的な構成に変更する。

3 スケジュール

令和7年度				令和8年度				令和9年度	
6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	
福祉都市委員会報告（着手）	保健福祉審議会へ諮問	保健福祉審議会で審議（素案）	福祉都市委員会報告（素案）	保健福祉審議会で審議（原案）	福祉都市委員会報告（原案）	パブリックコメント	保健福祉審議会（答申）	策定	市議会報告